

紫波町若者・移住者空き家取得等支援補助金交付要綱

（目的）

第1 若者及び県外からの移住者の住宅の取得を支援するため、空き家（町内に所在するものをいう。以下同じ。）の取得又はリフォームに要した経費に対し、予算の範囲内で、紫波町補助金交付規則（昭和35年紫波町規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）若者 補助金の交付の対象となる空き家を取得した時点において39歳以下の者をいう。

（2）移住者 岩手県外から紫波町に転入した者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 町内に転入し、住民登録した日から2年以内に空き家取得し、当該空き家の所在地に住民登録していること。

イ 空き家取得した日から2年以内に当該空き家の所在地に住民登録していること。

（3）空き家取得 自己が居住の用に供するため、紫波町空き家バンク事業実施要綱（平成30年紫波町告示第269号。以下「実施要綱」という。）第4第2項の規定により空き家バンクに登録されている空き家を購入し、かつ、当該空き家の所有権を移転する登記（同居する者との共同名義を含む。以下同じ。）をすることをいう。

（4）空き家リフォーム 取得した空き家の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築その他の設備更新（倉庫、車庫その他これに類するものに係る工事及び門、フェンス、植栽その他の外構工事を除く。）をいう。

（5）子育て世帯 申請者が18歳未満の子（申請者の子で、かつ、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（交付申請日において胎児である者を含む）をいう。）と同居する世帯をいう。

（交付対象者）

第3 補助金の交付対象者は、若者又は移住者のうち、次に掲げる要件を満たす者とする。

（1）町長が別に定める日以降に空き家取得した者であること。

（2）実施要綱第9の規定により紫波町空き家バンクの利用登録をしていること。

（3）補助金の交付の対象となる住宅に居住している者に紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例（平成18年紫波町条例第4号）第2条第2項に掲げる町税等の滞納がないこと。

（4）補助金の交付決定のあった日から起算して補助金の交付の対象となる住宅に5年以上継続して住民登録し、居住する意思があること。

（5）補助金の交付の対象となる住宅に関し、当該補助金の支給を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

（1）取得した空き家の所有者が、申請者又は申請者と同居する者の3親等以内の親族であるとき。

（2）申請者が、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者であると認めるに足りる相当の理由があるとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が交付対象者として適当でないと認めるとき。

(補助金の額)

第4 空き家取得に対する補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

区分	補助額
空き家取得	空き家取得に要した経費の額とし、30万円を上限とする。
空き家リフォーム	経費に2分の1を乗じて得た額とし、40万円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 子育て世帯が空き家取得又は空き家リフォームを行ったときは、第1項の補助額に20万円を加算する。

(提出書類及び提出期日)

第5 規則の規定により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(補助金の返還等)

第6 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

(1) 補助金の交付決定のあった日から起算して5年を経過する日の前日までに、補助金の交付の対象となった住宅を売却し、又は譲渡したとき。

(2) 補助金の交付決定のあった日から起算して5年を経過する日の前日までに、町外へ転出したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第 5 関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	紫波町若者・移住者空き家取得等支援補助金交付申請書 1 補助金の交付の対象となる住宅に居住している者全員の住民票の写し 2 補助金の交付の対象となる住宅に居住する者全員の納税証明書その他町税等の滞納がないことを証する書類 3 補助金の交付の対象となる住宅の建物登記簿の全部事項証明書 4 補助金の交付の対象となる住宅の売買契約書の写し 5 空き家リフォームに要した経費の内訳がわかる書類の写し（空き家リフォームの場合） 6 母子健康手帳の写し（子育て世帯であって、当該子が胎児である場合） 7 誓約書 8 その他町長が必要と認める書類	第 1 号 第 2 号	各 1 部	別に定める。
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	紫波町若者・移住者空き家取得等支援補助金交付請求書	第 3 号	1 部	別に定める。

年 月 日

紫波町長 氏 名 様

(申請者) 住 所 紫波町
氏 名
連絡先

紫波町若者・移住者空き家取得等支援補助金交付申請書

紫波町若者・移住者空き家取得等支援補助金の交付を受けたいので、紫波町若者・移住者
空き家取得等支援補助金交付要綱第5の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の対象となる空き家の所在地

紫波町

2 補助金の対象となる空き家の所有権登記が完了した日

年 月 日

3 補助金の対象となる空き家に住民登録した日

年 月 日

4 補助金交付の要件（該当するいずれにも☑する）

☐ 若者☐ 移住者（前住所地： ）☐ 子育て世帯

5 申請金額

区 分	対 象 経 費	補 助 率	申 請 額
空き家取得補助金	円	—	円
空き家リフォーム 補助金	円	1 / 2 (上限20万円)	円※
子育て世帯空き家 取得補助金 (子育て加算)	—	—	円
申 請 額 合 計			円

※千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とすること。

（裏面に続く）

(裏)

6 添付書類

- ☐ 補助金の交付の対象となる住宅に居住している者全員の住民票の写し
- ☐ 補助金の交付の対象となる住宅の建物登記簿の全部事項証明書
- ☐ 補助金の交付の対象となる住宅に居住する者全員の納税証明書その他町税等の滞納がないことを証する書類
- ☐ 補助金の交付の対象となる住宅の売買契約書の写し
- ☐ 空き家リフォームに要した経費の内訳がわかる書類の写し（空き家リフォームの場合）
- ☐ 母子健康手帳の写し（子育て世帯であって、当該子が胎児である場合）
- ☐ 誓約書（様式第2号）
- ☐ その他町長が必要と認める書類

7 確認及び調査同意

< 確認 >

- ☐ 取得する登録空き家の所有者が、申請者又は申請者と同居する者の3親等以内の親族ではないこと。
- ☐ 暴力団員（紫波町暴力団排除条例（平成24紫波町条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。
- ☐ 暴力団員等（紫波町暴力団排除条例（平成24年紫波町条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらに準ずる者をいう。）ではないこと。
- ☐ 暴力団又は暴力団員と密接な関係にないこと。

< 調査同意 >

- ☐ 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町職員が私の住民基本台帳、町税等の納付状況の内容を確認することについて同意します。
（同意する場合は署名、捺印してください。）

氏 名

⑨

様式第 2 号（別表関係）

誓 約 書

私は、次のいずれかに該当することになった場合は返還命令に従い、交付を受けた紫波町若者・移住者空き家取得等支援補助金を返還します。

- 1 補助金の交付決定のあった日から起算して 5 年を経過する日の前日までに、補助金の交付の対象となった住宅を売却し、又は譲渡したとき。
- 2 補助金の交付決定のあった日から起算して 5 年を経過する日の前日までに、町外へ転出したとき。
- 3 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

⑨

紫波町長 氏 名 様

様式第 3 号（別表関係）

年 月 日

紫波町長 氏 名 様

（申請者）住 所 紫波町
氏 名
連絡先

印

紫波町若者・移住者空き家取得等支援補助金交付請求書

年 月 日付け紫波町指令第 号で交付決定のあった紫波町若者・移住者空き家取得等支援補助金について、次のとおり補助金を請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店等名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	（フリガナ）		

※請求者は、補助金の交付の決定を受けた者とし、口座名義は、請求者氏名と一致すること。